

## 「設置者権限」の名の下にすすめられている大学の自主性・自律性を 無視した公立大学における「改革」に反対する決議

国立大学等の法人化が4月に迫っている中で、公立大学においても、昨年7月2日に成立した「地方独立行政法人法」に基づく、法人化・改革の動きが急速に強まっている。

公立大学の法人化にあたって、国立大学等の法人化と同様に、大学の自治、学問の自由を侵すことのないよう、大学の自主性・自律性を最大限発揮できる制度設計や教職員の身分・労働条件を守ること等の重要性が国会における法案審議のなかでも議論され、全会一致で採択された附帯決議にも盛り込まれたところである。

ところが、現在いくつかの公立大学では「設置者権限」の名の下に、大学の意向を全く無視した法人化・「改革」が横行している。また、「組織の改変」と称して、地方公務員法第28条4項「廃職又は過員を生じた場合の免職」もちらつかせながら「改革」をすすめている大学さえ生まれている。

急展開している東京都立4大学の統廃合と公立大学法人への移行をめぐる事態はその典型と言える。「設置者権限」を振りかざし、大学の正規の教授会、評議会との協議を拒否したまま、一方的に新大学計画を強行してきた東京都大学管理本部は、「同意書」「意思確認書」によって教員に踏み絵をせまり、その一方で、教育課程設計を塾に丸投げするなど無責任きわまりない暴挙を行ってきた。それらは1,800人以上の市民を集めた2・28日比谷集会に示されたように世論の批判にさらされた。大学内でも、全教員の6割をこえる署名運動などを背景にした都立大学総長や評議会による、協議の再開を求める要望が出され、それを支持して人文学部や理学部を中心に多くの教員が「意思確認書」の提出を保留し、4月に迫った設置申請が危うい状況となった。

追いつめられた管理本部は、3月9日、管理本部長と学長予定者連名によるさらに威嚇的な通告を大学側に突きつけてきた。そこでは、「現大学との対話、協議に基づく妥協はありえない」と居丈高に宣言し、「公に改革に批判を繰り返す人々には、意思確認書が提出されたからといって、建設的な議論ができる保障がない」「なんらかの担保がない限り、新大学に参加すべきでない」と異論、異見はすべて切り捨てている。これらが、いやしくも大学をつくろうとする者の言葉だろうか。

このような思想と手法で設計された大学が、もしそのまま設置認可されるとするならば、日本の高等教育は世界中の非難を覚悟しなければならない。「奇妙な知事が、奇妙な大学を作った」ではすまされない大学と学問、民主主義の危機的状況が進行しているのである。

また、横浜市が大学改革推進本部の主導下ですすめている横浜市立大学の改組・法人化も同様である。理事長と学長を分離したうえで経営審議機関の権限を強め、教員人事を教育研究審議機関の審議事項としない定款案に如実に示されるように、大学における教育研究の自律性を著しく阻害する重大な問題点をはらんでいる。また、全教員の任期制導入や教員数、学生定員、教育課程編成が行政主導によって籍口令の下にすすめられている。このような法人化が強行されるなら、時々の自治体、行政当局の恣意的介入を可能とするような公立大学法人の悪しきモデルがつくられかねない。

私たちは、公立大学の改革・法人化にあたって、東京都立4大学、横浜市立大学に典型的に示されているような「設置者権限」の名による、大学の自治・自律性を無視した改革・法人化に反対するとともに、国会附帯決議を尊重し、大学構成員に開かれた改革協議を慎重にすすめるよう強く要望するものである。また、文部科学省が大学法人化の趣旨に著しく反する公立大学法人設立を座視・容認することのないようその任に当たることを強く求めるものである。

2004年3月13日

全国大学高専教職員組合第32回臨時大会